

自然災害発生（警報・注意報発令）時の対応

静岡県立沼津東高等学校

1 気象災害（注意報・警報が居住地又は学校所在地に発令された場合）

| 情報 | | 授業 | 在宅時 | 在校時 |
|---|----|------|---|--|
| 注意報 | 強風 | 平常授業 | ①気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全に登校することが困難と判断される場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。 | ①気象情報や地域の実情に応じて、下校とすることもある。 |
| | 大雨 | | | |
| | 洪水 | | | |
| 警報 | 暴風 | 自宅待機 | ①午前6時時点（午前6時以前に自宅を出発する場合、その時刻）で発令されている場合は自宅待機とする。なお、発令されていないが、天候の悪化が予想される場合も同様の対応とする。 | ①次について確認し、下校とする。 <確認事項> ・気象情報、交通情報、道路情報 ・保護者送迎の有無 ②安全に下校することが困難と判断される生徒については、保護者と連絡をとり、学校待機とする場合もある。 |
| | | 授業 | ②午前11時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時の対応に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。 | |
| | | 休校 | ③午前11時時点で発令されている場合は休校とする。 | |
| | 大雨 | 平常授業 | ①注意報発令時の対応に準じる。 | |
| | 洪水 | | | |
| 【特別警報、警戒レベル4】 特別警報が発令された場合及び、自治体から「警戒レベル4（避難指示）」が発表された場合は、暴風警報発令時の対応に準ずる。 | | | | |

2 公共交通機関の計画運休発表時

計画運休が発表された場合、当該の公共交通機関を利用する生徒は、計画運休が解除されるまでの間、原則として自宅待機とします。

計画運休が在校時に発表された場合、当該の公共交通機関を用いて帰宅できることが確実な時間に授業を打ち切り下校とします。

なお、計画運休以外にも、公共交通機関が運転を見合わせている場合は以下のとおりとします。

- (1) 午前6時の時点で、通常利用する公共交通機関が運行を見合わせている場合、運転が再開されるまで自宅待機とします。
- (2) 保護者の送迎等により登校することが可能であっても、その後状況が悪化することもあります。無理に登校しないようにしてください。

3 地震災害（情報が居住地又は学校所在地に発令された場合）

| 情報 | 授業 | 在宅時 | 在校時 |
|-------------------------|--------------|---|---|
| 南海トラフ地震に関連する情報 | 自宅待機（又は平常授業） | ①情報を確認し、慎重に対応する。 | ①情報を確認し、慎重に対応する。 |
| 南海トラフ地震発生可能性が相対的に高まった場合 | 休校 | ①休校とする。 ②授業再開に関する情報は本校ホームページに掲載するとともに緊急連絡網等を利用し連絡する。 | ①情報を確認の上、下校とする。 ②安全に下校することが困難と判断される生徒については、保護者と連絡をとり、学校待機とする場合もある。 |

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が、在宅時に発表された場合における公共交通機関の対応については、気象庁、静岡県ホームページ等で確認してください。

また、この情報が、生徒の在校時に発表された場合、学校では授業を中止し、生徒は帰宅し、家庭、地域の指示で地震に備えることを原則とします。ただし、居住地又は通学路が危険な地域にある場合には、家庭へ連絡の上、学校待機とすることもあります。

この情報が発表された場合、県は「危機管理連絡調整会議」を開催します。学校は調整会議からの情報に応じた対応を図ります。

4 津波災害（注意報・警報が居住地に発令された場合）

| 情報 | 授業 | 在宅時 | 在校時 |
|---------|------------|--|--|
| 津波注意報 | 平常授業 | ①注意報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ②安全に登校することが困難と判断される場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。 | ①通常どおり授業を行う。部活動は中止する。 ②注意報や地域の実情に応じて下校とすることもある。 |
| (大)津波警報 | 自宅待機（避難行動） | 午前6時時点（午前6時以前に自宅を出発する場合、その時刻）で発令されている場合は自宅待機（避難行動）とする。 | ①原則として、警報が解除されるまで学校待機とする。 ②保護者と連絡をとり、下校することが可能と判断される生徒については下校とする。 <登下校時> 海岸、河川から離れ、高台、避難ビル等に避難する。 |
| | 授業 | 午前11時以前に警報が解除された場合は、津波注意報発令時の対応に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。 | |
| | 休校 | 午前11時時点で発令されている場合は引き続き自宅待機（避難行動）とする。 | |

* 津波警報で自宅待機（避難行動）となるのは、警報が発令された地域に居住する生徒である。